



# 離島等供給特例承認申請書

令和4年12月7日

北海道電力ネットワーク株式会社

# 離島等供給特例承認申請書



北ネ企第21号  
令和4年12月7日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

札幌市中央区大通東1丁目2番地  
北海道電力ネットワーク株式会社  
代表取締役社長 藪下 裕己

電気事業法第21条第2項ただし書の規定により、次のとおり離島等供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので申請します。

料金その他の供給条件の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

## 別 紙

### 料金その他の供給条件の内容

#### 1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（令和4年4月1日届出。以下「離島約款〔低圧〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔低圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧〕をいいます。）または離島等供給約款〔高圧用〕（令和4年4月1日届出。以下「離島約款〔高圧〕」）といえます。ただし、当該離島約款〔高圧〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

#### 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2)、(3)および(4)の場合を除き、令和5年1月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までといたします。
- (2) 定額制供給の場合は、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。
- (4) 契約電力が500キロワット以上の高圧電力のお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧〕15（定額電灯）（4）もしくは離島約款〔低圧〕21（公衆街路灯）（1）ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（1）ニ、離島約款〔低圧〕20（臨時電灯）（1）ハ、離島約款〔低圧〕24（臨時電力）（3）イもしくは離島約款〔低圧〕26（深夜電力Aおよび深夜電力B）（1）ホの料金または離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（2）ニ、離島約款〔低圧〕16（従量電灯）（3）ホ、離島約款〔低圧〕17（時間帯別電灯（ドリーム8））（4）、離島約款〔低圧〕18（ピーク抑制型時間帯別電灯（ドリーム8エコ））（4）、離島約款〔低圧〕19（3時間帯別電灯（eタイム3））（4）、離島約款〔低圧〕20（臨時電灯）（2）ハ、離島約款〔低圧〕20（臨時電灯）（3）ロ、離島約款〔低圧〕21（公衆街路灯）（2）ニ、離島約款〔低圧〕22（低圧電力）（5）、離島約款〔低圧〕23（低圧時間帯別電力）（4）、離島約款〔低圧〕24（臨時電力）（3）ロ、離島約款〔低圧〕25（農事用電力）（3）、離島約款〔低圧〕26（深夜電力Aおよび深夜電力B）（2）ニ、離島約款〔低圧〕27（深夜電力C）（4）、離島約款〔低圧〕28（融雪用電力A（ホットタイム19））（4）、離島約款〔低圧〕29（融雪用電力B（ホットタイム22））（4）、離島約款〔低圧〕30（融雪用電力C（ホットタイム19エコ））（4）、離島約款〔低圧〕31（融雪用電力D（ホットタイム22エコ））（4）、離島約款〔低圧〕32（融雪用電力L（ホットタイム22ロング））（4）、離島約款〔低圧〕附則4（深夜電力Dのお客さまについての特別措置）（2）、離島約款〔高圧〕15（業務用電力）（5）、離島約款〔高圧〕16（業務用ウイークエンド電力）（4）、離島約款〔高圧〕17（高圧電力）（5）、離島約款〔高圧〕18（高圧電力Ⅰ型）（4）、離島約款〔高圧〕19（高圧電力Ⅱ型）（4）、離島約款〔高圧〕20（高圧電力Ⅲ型）（4）、離島約款〔高圧〕21（臨時電力）（3）、離島約款〔高圧〕22（自家発補給電力）（1）ハ、離島約款〔高圧〕22（自家発補給電力）（2）ハ、離島約款〔高圧〕23（予備電力）（3）、離島約款〔高圧〕24（融雪用電力A）（4）、離島約款〔高圧〕25（融雪用電力B）（4）、離島約款〔高圧〕26（融雪用電力C）（4）、離島約款〔高圧〕27（融雪用電力D）（4）、離島約款〔高圧〕附則3（臨時電力のお客さまの料金算定にかかわる取扱い）もしくは離島約款〔高圧〕附則4（自家発補給電力Bのお客さまの料金算定にかかわる取扱い）の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

#### 4 料 金

2 (適用期間) に定める適用期間における、離島約款 [低圧] 15 (定額電灯) (4) もしくは離島約款 [低圧] 21 (公衆街路灯) (1) ロの電灯料金もしくは小型機器料金、離島約款 [低圧] 16 (従量電灯) (1) ニ、離島約款 [低圧] 20 (臨時電灯) (1) ハ、離島約款 [低圧] 24 (臨時電力) (3) イ もしくは離島約款 [低圧] 26 (深夜電力A および深夜電力B) (1) ホの料金または離島約款 [低圧] 16 (従量電灯) (2) ニ、離島約款 [低圧] 16 (従量電灯) (3) ホ、離島約款 [低圧] 17 (時間帯別電灯 (ドリーム8)) (4)、離島約款 [低圧] 18 (ピーク抑制型時間帯別電灯 (ドリーム8エコ)) (4)、離島約款 [低圧] 19 (3時間帯別電灯 (eタイム3)) (4)、離島約款 [低圧] 20 (臨時電灯) (2) ハ、離島約款 [低圧] 20 (臨時電灯) (3) ロ、離島約款 [低圧] 21 (公衆街路灯) (2) ニ、離島約款 [低圧] 22 (低圧電力) (5)、離島約款 [低圧] 23 (低圧時間帯別電力) (4)、離島約款 [低圧] 24 (臨時電力) (3) ロ、離島約款 [低圧] 25 (農事用電力) (3)、離島約款 [低圧] 26 (深夜電力A および深夜電力B) (2) ニ、離島約款 [低圧] 27 (深夜電力C) (4)、離島約款 [低圧] 28 (融雪用電力A (ホットタイム19)) (4)、離島約款 [低圧] 29 (融雪用電力B (ホットタイム22)) (4)、離島約款 [低圧] 30 (融雪用電力C (ホットタイム19エコ)) (4)、離島約款 [低圧] 31 (融雪用電力D (ホットタイム22エコ)) (4)、離島約款 [低圧] 32 (融雪用電力L (ホットタイム22ロング)) (4)、離島約款 [低圧] 附則4 (深夜電力Dのお客さまについての特別措置) (2)、離島約款 [高圧] 15 (業務用電力) (5)、離島約款 [高圧] 16 (業務用ウイークエンド電力) (4)、離島約款 [高圧] 17 (高圧電力) (5)、離島約款 [高圧] 18 (高圧電力I型) (4)、離島約款 [高圧] 19 (高圧電力II型) (4)、離島約款 [高圧] 20 (高圧電力III型) (4)、離島約款 [高圧] 21 (臨時電力) (3)、離島約款 [高圧] 22 (自家発補給電力) (1) ハ、離島約款 [高圧] 22 (自家発補給電力) (2) ハ、離島約款 [高圧] 23 (予備電力) (3)、離島約款 [高圧] 24 (融雪用電力A) (4)、離島約款 [高圧] 25 (融雪用電力B) (4)、離島約款 [高圧] 26 (融雪用電力C) (4)、離島約款 [高圧] 27 (融雪用電力D) (4)、離島約款 [高圧] 附則3 (臨時電力のお客さまの料金算定にかかわる取扱い) もしくは離島約款 [高圧] 附則4 (自家発補給電力Bのお客さまの料金算定にかかわる取扱い) の電力量料金は、離島約款 [低圧] または離島約款 [高圧] に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表 (燃料費調整) 1 (2) ロ (イ), (ロ) または (ハ) により算定される場合は、別表 (燃料費調整) 1 (3) によって算定された燃料費調整額

を差し引くものとし、燃料費調整単価が別表（燃料費調整）1(2)ロ(ニ)により算定される場合は、別表（燃料費調整）1(3)によって算定された燃料費調整額を加えるものとしたします。

## 5 そ の 他

その他の事項については、離島約款〔低圧〕または離島約款〔高圧〕に定めるところによるものとしたします。

## 別表（燃料費調整）

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4699$$

$$\beta = 0.7879$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

#### (2) 燃料費調整単価

##### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

##### a 低圧で供給を受ける場合

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (37,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回り、かつ、55,800 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価}^{\text{基準}} = (\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 55,800 円を上回る場合

平均燃料価格は、55,800 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価}^{\text{基準}} = (55,800 \text{ 円} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- b 高圧で供給を受ける場合

- (a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価}^{\text{基準}} = (37,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 37,200 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価}^{\text{基準}} = (\text{平均燃料価格} - 37,200 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

- (r) 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

- a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b、c および d の場合を除き、次のとおりといたします。



平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和4年9月1日から 令和4年11月30日までの期間	令和5年1月の検針日から 令和5年2月の検針日の前日までの期間
令和4年10月1日から 令和4年12月31日までの期間	令和5年2月の検針日から 令和5年3月の検針日の前日までの期間
令和4年11月1日から 令和5年1月31日までの期間	令和5年3月の検針日から 令和5年4月の検針日の前日までの期間
令和4年12月1日から 令和5年2月28日までの期間	令和5年4月の検針日から 令和5年5月の検針日の前日までの期間
令和5年1月1日から 令和5年3月31日までの期間	令和5年5月の検針日から 令和5年6月の検針日の前日までの期間
令和5年2月1日から 令和5年4月30日までの期間	令和5年6月の検針日から 令和5年7月の検針日の前日までの期間
令和5年3月1日から 令和5年5月31日までの期間	令和5年7月の検針日から 令和5年8月の検針日の前日までの期間
令和5年4月1日から 令和5年6月30日までの期間	令和5年8月の検針日から 令和5年9月の検針日の前日までの期間
令和5年5月1日から 令和5年7月31日までの期間	令和5年9月の検針日から 令和5年10月の検針日の前日までの期間

- b 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、aにいう検針日は、応当日といたします。
- c 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さま

に計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものいたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

d 契約電力が500キロワット以上の高圧電力のお客さま（当該お客さまに係る予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、aに準ずるものいたします。この場合、aにいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ロ 2（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円を下回る場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋  
(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円の場合

燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価＝(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価－  
基準燃料費調整単価

(ニ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が37,200円を上回り、かつ、基準燃料費調整単価が、(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－  
(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

(ホ) 特別措置の燃料費調整単価

a 定額制供給の場合

(a) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

		令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
電 灯	10ワットまでの1灯につき	27円19銭	13円59銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	54円38銭	27円19銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	108円75銭	54円38銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	163円13銭	81円56銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	271円88銭	135円94銭
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	135円94銭	67円97銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	81円21銭	40円60銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	162円41銭	81円21銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	81円21銭	40円60銭

(b) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	2 円 1 9 銭	1 円 1 0 銭
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	4 円 3 8 銭	2 円 1 9 銭
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	4 円 3 8 銭	2 円 1 9 銭
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	4 3 円 8 2 銭	2 1 円 9 1 銭
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	4 3 円 8 2 銭	2 1 円 9 1 銭

(c) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
契約電力 1 キロワット 1 日につき	4 6 円 0 5 銭	2 3 円 0 3 銭
契約電力 0.5 キロワットの場合 1 日につき	2 3 円 0 3 銭	1 1 円 5 2 銭

(d) 深夜電力A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
1 契約につき	700円00銭	350円00銭

b 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		令和5年1月の検針日から令和5年9月の検針日の前日までの期間	令和5年9月の検針日から令和5年10月の検針日の前日までの期間
1 キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円00銭	3円50銭
	高圧で供給を受ける場合	3円50銭	1円80銭

(3) 燃料費調整額

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

(ロ) 臨時電灯A、臨時電力および深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量

から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

### (1) 定額制供給の場合

#### イ 定額電灯および公衆街路灯A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	76銭5厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円52銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	3円05銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円58銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円64銭7厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	3円82銭4厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円28銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円56銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	2円28銭5厘

ロ 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	6 銭 2 厘
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	1 2 銭 3 厘
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	1 2 銭 3 厘
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアまでの場合	1 円 2 3 銭 3 厘
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペアまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに	1 円 2 3 銭 3 厘

ハ 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基準単価は、契約電力が 1 キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	1 円 2 9 銭 6 厘
---------------------	---------------

ニ 深夜電力 A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	1 9 円 6 9 銭 0 厘
---------	-----------------

(2) 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	19銭7厘
	高圧で供給を受ける場合	18銭9厘

3 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および1（燃料費調整額の算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する方法等によりお知らせいたします。



(添付書類)

電気事業法施行規則第32条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第32条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

(電気事業法施行規則第32条第1号)

離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

## 離島等供給約款以外の供給条件による離島等供給を必要とする理由

当社は、令和4年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づく電気料金の高騰の激変緩和措置の実施について、価格高騰により影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業への支援という施策の趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

公共料金である電気料金に求められる社会的要請や、現下の経済情勢を踏まえた政府の経済対策への協力、今後の電気料金の上昇によるお客さまの負担感の軽減といった観点を総合的に勘案し、離島等供給約款に基づき算定される令和5年2月分から9月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき7円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、令和5年10月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、低圧で供給を行う場合は1キロワット時につき3.5円（消費税等相当額を含む）を、高圧で供給を行う場合は1キロワット時につき1.8円（消費税等相当額を含む）を軽減することによる激変緩和措置を実施することといたしました。

本措置は、応急かつ暫定的な措置であることから、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件を設定する必要があり、承認を申請する次第であります。

以 上

(電気事業法施行規則第32条第2号)

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

## 特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

### 特別措置の燃料費調整単価

#### ○従量制供給の場合

		令和5年2月分～9月分	令和5年10月分
		(a)	(b)
1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円 00銭	3円 50銭
	高圧で供給を受ける場合	3円 50銭	1円 80銭

#### ○定額制供給の場合

区分および単位	みなし kWh	令和5年2月分～	令和5年10月分
	(※1)	9月分(※2)	(※2)
	(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯および公衆街路灯A			
電灯料金			
10Wまでの1灯につき	3.884	27円 19銭	13円 59銭
10Wをこえ20Wまでの1灯につき	7.768	54円 38銭	27円 19銭
20Wをこえ40Wまでの1灯につき	15.536	108円 75銭	54円 38銭
40Wをこえ60Wまでの1灯につき	23.304	163円 13銭	81円 56銭
60Wをこえ100Wまでの1灯につき	38.840	271円 88銭	135円 94銭
100Wをこえる1灯につき50Wまでごとに	19.420	135円 94銭	67円 97銭
小型機器料金			
50VAまでの1機器につき	11.601	81円 21銭	40円 60銭
50VAをこえ100VAまでの1機器につき	23.202	162円 41銭	81円 21銭
100VAをこえる1機器につき50VAまでごとに	11.601	81円 21銭	40円 60銭

区分および単位	みなし kWh (※1)	令和5年2月分～ 9月分(※2)	令和5年10月分 (※2)
	(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電灯 A			
1日につき			
総容量が50VAまでの場合	0.313	2円 19銭	1円 10銭
総容量が50VAをこえ100VAまでの場合	0.626	4円 38銭	2円 19銭
総容量が100VAをこえ500VAまでの場合100VA までごとに	0.626	4円 38銭	2円 19銭
総容量が500VAをこえ1kVAまでの場合	6.260	43円 82銭	21円 91銭
総容量が1kVAをこえ3kVAまでの場合1kVAま でごとに	6.260	43円 82銭	21円 91銭
臨時電力			
契約電力1kW1日につき	6.579	46円 05銭	23円 03銭
契約電力0.5kW1日につき	-	(※3)23円 03銭	(※3)11円 52銭
深夜電力 A			
1契約につき	100.000	700円 00銭	350円 00銭

※1 みなし kWh は、現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は、「電源開発促進税法取扱通達」(課税標準数量の計算等)に定める方法等により算定している。

※2 小数点以下第3位で四捨五入して算定した。

※3 1kWの場合の単価の半額とし、小数点以下第3位で四捨五入して算定した。